

四日市市告示第320号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した開発行為に関する工事は、次のとおり完了した。

平成27年6月26日

四日市市長 田 中 俊 行

1 工事完了年月日

平成27年6月24日

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

四日市市山城町字乳母子623番1

3 許可を受けた者の住所及び氏名

鈴鹿市白子三丁目1番21号
株式会社新美工務店
代表取締役 新美 平和

(都市整備部開発審査課)